

北播磨総合医療センター企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔平成25年2月18日〕
条例第4号

改正 平成25年9月26日 条例第14号
令和元年9月3日 条例第1号
令和5年2月27日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職は、1日以上6月以下の期間とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年9月30日において三木市民病院又は小野市民病院に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもののうち、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年三木市条例第22号）又

は小野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年小野市条例第2号）の規定により処分を受けた職員については、この条例の規定により処分を受けたものとみなす。

附 則（平成25年9月26日条例第14号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月3日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和5年2月27日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例附則第6項の改正規定並びに附則第21項の規定 公布の日

(2) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第4項の改正規定 令和4年7月1日

(3) 第2条中北播磨総合医療センター企業団の一般職の職員の退職手当に関する条例第20条第11項の改正規定 令和4年10月1日